

**特認会員：  
再任用以外の正規職員**

●前年度から継続して互助会員の方は異動報告及び手続き**不要**です。

●任期付採用職員の方(再任用を除く)は**加入できません**。

(1)加入		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>	提出書類 <sup>※2</sup>	提出期限
新規採用者	<b>新採</b>		・加入申込書(原票) ・資格取得届出書 ・被扶養者(認定・取消)届出書 <sup>※3</sup>	令和7年4月7日(月)

(2)退職		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>	提出書類	提出期限
退職する全会員の方	<b>退職</b>		退職慰労金返還請求書	令和7年3月31日(月)
<b>貸</b> 互助会から貸付を受けている方		<貸付種別> <b>一般・住宅・特別のいずれか</b> を選択	退職慰労金返還請求書	令和7年3月31日(月)

(3)互助会への届出事項が変更になる方 *異動報告は不要		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>	提出書類	提出期限
届出事項を変更する方			届出事項変更届出書	令和7年4月7日(月)
被扶養者の登録状況を変更する方			被扶養者(認定・取消)届出書 <sup>※3</sup>	※年度途中で変更が生じた場合は随時提出してください。

※1 職員コード(8桁)、氏名、異動種別は記入必須です。それ以外に記入が必要な個所について説明します。

※2 職員コード(8桁)は互助会で付番しますので、記入不要です。

※3 健康保険組合の被扶養者が有の場合に提出が必要です。  
被扶養者有で届け出ていた方が被扶養者でなくなった場合は、取消の手続きをお願いします。



互助会から貸付を受けている会員が  
異動または退職により会員資格を喪失する場合、  
資格喪失時点での**未償還元利金を全額、即時償還**することになります。

退職慰労金で相殺し不足額が生じる場合は、該当会員に通知しますので、  
**令和7年4月30日(水)**までに償還してください。



異動または退職により会員資格を喪失する会員に未請求の給付がある場合は、  
請求することができます。  
給付金請求の时效は事実発生日から3年です。

請求者氏名と口座名義が同一でないと給付できません。  
資格喪失前後に**氏名が変更になる方は、特に注意**してください。



## 特認会員：再任用職員

●前年度からの継続会員は、**手続き不要**です。

### (1) 加入

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>		
新規加入者	<b>再任用</b>		・加入申込書(原票) ・資格取得届出書 ・被扶養者(認定・取消)届出書 <sup>※2</sup>	令和7年4月7日(月)

### (2) 退会

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>		
任期満了	<b>再任用退会</b>		退会届	令和7年3月31日(月)
年度末退会				

### (3) 令和6年度、週20時間未満勤務の継続会員(該当がなければ手続き不要)

\*異動報告は不要

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 <sup>※1</sup>		
届出事項を変更する方			届出事項変更届出書	令和7年4月7日(月)
社会保険等→国民健康保険に切り替えた方			被扶養者(認定・ <b>取消</b> )届出書 <sup>※3</sup>	※年度途中で変更が生じた場合は随時提出してください。

- ※1 職員コード(8桁)、氏名、異動種別は記入必須です。それ以外に記入が必要な個所はありません。
- ※2 健康保険組合の被扶養者が有の場合に提出が必要です。
- ※3 国民健康保険には扶養の概念がないため、被扶養者認定を継続することができません。認定されている被扶養者がいる場合は、取消の届出が必要です。

- ★再任用後の互助会は年度ごとの加入が可能です。
- ★再任用後すぐに加入希望しなかった場合でも、新年度から加入することもできます！

